

アルバイト求人票の掲示について

当校では、アルバイト求人票を校内の掲示板にて、次のとおり掲示いたします。

1. 求人票掲示基準

- (1) 危険を伴う業務
- (2) バイク・自動車等の運転を伴う業務
- (3) 人体に有害な業務
- (4) 教育的に好ましくない業務
 - ①ギャンブル、風俗営業に関する業務
 - ②宗教等に関わる業務
 - ③不特定多数を対象とした調査、外交販売、勧誘などを伴う業務
 - ④深夜業務（22:00～翌日 6:00）
 - ⑤選挙の応援業務 他
- (5) 人命に関わることが予想される業務
 - ①水泳指導員、監視員
 - ②スポーツインストラクター
 - ③ベビーシッター 他
- (6) 労働条件が不明確な業務
- (7) 登録制による業務、賃金が出来高払いの業務
- (8) 宿泊を要する業務
- (9) その他、当校で法令に違反すると判断したもの

2. 掲示期間

掲載日から3か月間

3. アルバイト求人票の提出方法

アルバイト求人票（任意様式）については、記載内容が上記1に該当しないことを確認し、必要事項を記載した別紙1と併せて、下記の学務課へ提出してください。記載内容が上記1に該当しないことを確認のうえ、掲示板への掲示を判断させていただきます。なお、上記1に該当すると判断させていただいた場合、掲示をお断りいたしますので、ご了解ください。

4. 学生からのお問い合わせについて

掲示板のアルバイト求人票を見て、貴社へ直接、電話連絡等にて応募します。その後は、労働条件等について、直接当事者間で話し合ってくださいようお願いいたします。

5. その他

掲載されたアルバイト求人についての募集が終了した場合、学務課までご連絡をお願いいたします。当校にて、アルバイト求人票を外します。

【お問い合わせ先】

〒937-0856 富山県魚津市川縁 1289-1
北陸職業能力開発大学校 学務課
TEL0765-24-2205 FAX0765-24-4770

北陸職業能力開発大学校

学務課 御中

アルバイト求人票掲示に係る確認書

アルバイト求人票掲示基準に該当しないことを確認しましたので、掲示をお願いいたします。

令和 年 月 日

企業名（店名）：

代表者氏名： _____